同窓会会則

- 第1条 本会は桐生市立商業高等学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は本部を桐生市立商業高等学校内に置き必要に応じて支部を設けることができる。
- 第3条 本会は会員相互の親睦向上を図り母校の発展に貢献する事を目的とする。
- 第4条 本会は下記の会員を以って組織する。
 - 1. 会 員 本校卒業生
 - 2. 準 会 員 本校在校生
 - 3. 特別会員 本校現職員
 - 4. 客 員 本校旧職員
- 第5条 本会に下記の役員を置く。
 - 1. 会長 1 名 5. 監査 3 名 9. 相談役 若干名
 - 2. 副会長 4 名 6. 常任理事 20名以内
 - 3. 書 記 3 名 7. 理 事 若干名
 - 4. 会計 3 名 8. 顧問 若干名
- 第6条 正副会長、書記、会計は会員の中より総会で選出する。
- 第7条 監査は会員及び特別会員の中より総会で選出する。
- 第8条 校内理事の選考は学校に一任する。
- 第9条 顧問、相談役の選考は別に定めるが、ただし、総会の承認を必要とする。
- 第10条 正副会長、書記、会計、監査、常任理事の任期は2ヵ年とする。ただし、再選を妨げない。
- 第11条 役員に事故の生じた場合は会長の指名により補充し、その任期は残存期間とする。
- 第12条 会長は本会を総轄し会務を総理する。また、必要に応じ役員会を召集することができる。
- 第13条 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- 第14条 書記は同窓会に関係する事務を担当し、総会・役員会の記録を行い正確な事務書類及び議事録を保管する。
- 第15条 会計は会計事務を担当し、会長印の有る証書に従って支払を行い、全収入支出の細目計算書を保管し役員会に報告する。また、1年間の収支会計を総会に報告する。
- 第16条 監査は会計簿及び会計の年次報告を検討し、これを総会前の役員会に報告し承認を得る。
- 第17条 役員は会長の指揮にしたがって同窓会の運営を一切行い、役員会を構成する。
- 第18条 本会は本部に事務局を置く。事務局は特別会員にて構成し、書記、会計の任務を補佐する。
- 第19条 会員の会費は、入会金2,000円と終身会費は全日制授業料の1か月分とし、いずれも卒業 時に納入するものとする。
- 第20条 本会の経費は会費及び寄附をもってこれに当て、会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日 までとする。
- 第21条 本会は2年に1回総会を開催する。ただし、必要に応じて臨時に召集する事ができる。
- 第22条 本会の決定は出席会員の過半数の賛成による。
- 第23条 本会は学芸講習会、親睦会その他教育上有益な事業を行う。
- 第24条 本会は会報及び会員名簿を発行し会員に頒ける。
- 第25条 会員に吉凶ある時は慶弔する。ただし、細則は別に定める。
- 第26条 会員の住所を変じ又身上に異動を生じた場合は必ず同窓会事務局(学校)に連絡しなければ ならない。
- 第27条 会長は本会則施行に関する細則を定めることができる。
- 第28条 本会則は総会の決議を経なければ変更できない。
- 第29条 本会則は昭和31年4月15日より施行する。
- 附 則 本会則は昭和51年11月1日より施行する。
- 附 則 本会則は昭和63年4月1日より施行する。
- 附 則 本会則は平成3年4月1日より施行する。(20条改正 終身会費2,000→3,000円)
- 附 則 本会則は平成3年11月25日より施行する。(5条、10条 顧問・相談役)
- 附 則 本会則は平成8年4月1日入学生より適用する。(20条 入会金4,000→3,000円、終身会費は3,000→授業料1か月分)
- 附 則 本会則は平成13年11月17日より施行する。(8条、22条)
- 附 則 本会則は平成20年4月1日入学生より適用する。(20条 入会金3,000→2,000円)
- 附 則 本会則は平成22年4月1日より施行する。(9条削除、以下繰り上げ)